

長崎県立大学学科会議規程

〔平成20年11月5日〕
規程第49号

改正 平成27年3月3日規程第25号

(設置)

第1条 長崎県立大学の各学科の円滑な運営を図るため、学科ごとに学科会議を置く。

(構成)

第2条 学科会議は、当該学科に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 学科に所属する特任教員は、当該学科会議に出席することができる。

一部改正[平成27年規程第25号]

(取扱事項)

第3条 学科会議は、学科の運営に関する事項を取り扱う。

(議事)

第4条 学科会議は、学科長がこれを招集し、その議長となる。

2 学科長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、学科会議を招集しなければならない。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 学科会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要に応じ、構成員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学科会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第25号]

附 則

この規程は、平成20年11月5日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日規程第25号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。